

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日:2024年10月30日

②施設・事業所情報（2024年9月20日現在）

名 称： 第2かぐらこども園	種別： 保育所型認定こども園	
理 事 長： 饒平名 勝彦 代表者氏名： 新城 枝里子	定員（利用人数）： 116(117)名	
所 在 地： 那覇市宇栄原3-16-13		
TEL： 098-996-5069	ホームページ：	http://www.wakame.org/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 2020年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 わかめ福祉会		
職 員 数	常勤職員： 22 名	非常勤職員： 8 名
専 門 職 員	(専門職の名称)	
	保 育 教 諭 21 名	保 育 士 1 名
	看 護 師 1 名	子 育 て 支 援 員 1 名
施設・設備の概要	保育室、教育・保育室、電解水設備（酸性水・アルカリ水）、組み立て式プール、絵本コーナー、屋外遊戯場（屋上・園庭）、厨房、配膳室、屋内クーラー完備、安全監視カメラ、警備システム、防犯ベル、耐震構造、職員室	

③理念・基本方針

<法人理念> 若い芽を育てる

<園の理念> 心豊かで自ら進んで生活のできる子の育成

<教育・保育方針> 「心の力・学ぶ力・体の力」の育成を通して生きる力の根を育てる

<保育目標>

- ・心の力…優しくて強い心
- ・学ぶ力…いろいろな物へ興味や関心を持ち、体験を通じた学び
- ・体の力…たくましくしなやかな体

④施設・事業所の特徴的な取組

第2かぐらこども園は平成27年に第2かぐら保育園としてわかめ福祉会が開園、令和2年に保育所型認定こども園へ移行された。移行に伴い、3・4・5歳児クラスに1号認定児の受入れを開始している。法人の取り組みとして3年に1回の第三者評価受審を継続しており、今回で3回目の受審である。

近隣にある法人内のこども園3箇所と協力体制を築き、本年から法人理念を「若い芽を育てる」とし、0歳から18歳までの育ちを支える教育・保育を展開している。

当園の特徴として、「食べて・動いて・よく寝よう」「早寝早起き・朝ごはん推進」「安心・安全でおいしい給食とおやつ」「0歳から6歳までの育ちの連続性」「異年齢児交流」等がパンフレットに挙げられている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年4月6日～2025年2月10日
	2025年2月10日（評価結果確定日）
受審回数 (前回の受審時期)	3回目（2021年）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 職員の育成と定着に向けた取り組みを工夫し、働きやすく、スキルアップの図れる職場づくりに尽力している。

こども園では3・4・5歳クラスを主な対象として、月1回「わくわくタイム」と題した職員同席の集まりをホールにて開催している。専門リーダーなどがキャリアアップ研修で学んできたことを職員や子どもと共有し、教育・保育の質を向上することを目的としている。

初回は園長から「不適切保育について」とわかりやすい表現で子どもへ説明。その後は外部研修の伝達のみならず、学びを伝えることで子どもと共有を図り、職員からもその場でフィードバックが受けられ、学びから具体的な実践に向けたステップアップの場となっている。

また今年度から職員との個別面談回数を年2→3回へ増やし、自己分析シートで現在の自分について明文化するとともに「1年後はこうなりたい」を描いてもらうようにしている。年度途中で「振り返り調書」をとる際には、「1年後、3年後はどうなりたいか？」も記載してもらっている。調書と個別面談ヒアリングした際の資料から職員の個人目標を一覧にして事務所に掲示し、9月と3月に達成度（%）を記入している。

2. 記録や日々の接遇等から職員が子どもや保護者と向き合う姿勢について振り返りを行い、不適切な保育を防ぎ保護者との信頼関係を築く仕組みづくりに取り組んでいる。

こども園では子どもや保護者との信頼関係を重視する観点等から、管理層によるスーパービジョン機能を発揮した指導が行われている。子どもに関する日々の記録や保護者からの質問に職員が返答した記録を管理層が確認。ICT業務支援システム内で記録に対し質問ができる機能を活用し、必要な指導を行っている。園内研修では実際の記録を取り上げ良かった点、次回からの改善を検討する点などについて話し合う場を持っており、記録や接遇の質向上に活かされている。特に3歳未満児には複数の職員がいる場で対応する、電話も1人で対応しないようにとする等、オープンで職員の心理的安全性が維持された職場環境が構築されており、不適切保育を防ぎ保護者との信頼関係を重視した日々の教育・保育に取り組んでいる。

3. 育ちの連続性を支える教育・保育環境の整備に力を入れている。

こども園は、子どもの育ちの連続性として登園から降園するまで過ごす園生活を、乳幼児の発達過程に合った環境構成と考え整備している。乳児期においては家庭から安心して保育教諭との愛着関係に繋がられるよう、登園の際に一人ひとりに応じた関わりを大切に、朝の目覚めの様子、授乳の確認などについて保護者と連携を密にし、視診簿に記入を行っている。3歳未満児から生活の自立を段階的に計画されており、身近の自立に繋がる着脱の順序を壁の見やすい位置に掲示したり、遊んだ玩具を片付けやすいように棚に写真を貼るなど工夫している。文字に興味をもてる年齢からは写真に文字を加えたりして環境構成を整えている。小学校への円滑な接続として、近隣の小学校との「保・こ・小連携協議会」に参加し、保護者に小学校の生活が見通せるよう、入学までの姿を個別面談で相談を受けたり申し送りを行っている。

◇ 改善を求められる点

1. 地域のニーズを把握し、定められた事業にない地域貢献にも取り組む体制づくりが望まれる。

園では子どもとともに地域社会への貢献に取り組んでいるが、地域経済や生活環境は絶えず変化し続け、それに伴い福祉ニーズも絶えず変化している。例えば、これまで実施されている事業やサービスで対応できていた福祉ニーズが、対応することができない福祉ニーズへと変化することがある。こういった福祉ニーズに対して、今後は第2かぐらこども園のみならず、近隣の同法人の園を含め、近隣の自治会、民生委員・児童委員、小学校などの関係機関との定期的な会議の開催等を通して、地域の福祉ニーズへの対応ができる体制を整えていくことに期待したい。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回で3回目の受審となりますが、日々の保育で意識していても、なかなか文字にして振り返ることが厳しい中、自己評価に取り組み、職員一人一人がこれまでの保育の振り返りの時間を持つことができました。

見直し改善点が見つかり、さらにより良い教育・保育の提供ができるよう職員一同努力していきたいと思えます。

当園の課題である地域交流・地域支援に関しては、今年度は自治会館を借用して、地域の方にも案内を出し観劇に来ていただきましたが、もう少し告知のアピールが必要だったと思えます。これから園としてどのような地域支援・交流ができるのか、職員で意見を出し合い実行に向け取り組んでいきたいと思えます。

今回の第三者評価受審でも、たくさんのアドバイスを頂くことができ、とても学び多い第三者評価受審となりました。

これからも質の向上へ向け切磋琢磨しながら、保護者・地域に愛される園を目指してまいります。ありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	令和6年度より理念を「若い芽を育てる」に変更し、入園しおりや園だより、パンフレット、ホームページなどで周知している。職員にはミーティングを通じて新しい理念を共有し、各年齢に合わせた方針を各部屋に掲示して行動に移せるよう工夫している。また、園だよりには毎月「心の力」「学ぶ力」「体の力」を保育目標として掲載し、理念を意識した保育の実践を図っている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	毎月、法人園長会が開かれ理事長から様々な情報が発信される。自園でもWAM NETで調べたり、理事長からの定期メールを参考に、とりまく環境を把握している。また、月次報告は事務員から確認し、理事長へ報告している。那覇市全体で少子化が進む一方、小禄地区では待機児童が多く、未就学児支援や地域イベント参加を積極的に行っている。次年度はさらに地域交流を促進する目的で、地域住民を招いた土曜日開催のお祭りを予定している。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	経営課題を明確にするため、理事会と評議員会を開催し共有するとともに、職員には年度末や年度初めの事業計画説明時に周知している。職場環境が教育・保育ひいては経営状況に影響するので、職員はエアコンの使用を控え体調管理を徹底したり、物品を再利用するなどコスト削減を意識し取り組んでいる。	

共通

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	経営や教育・保育に関する中・長期の事業計画は、項目ごとに取組内容および収支計画が含まれており、年度ごとに見直しを図っている。今年度は計画自体を見直し、より詳細に言語化する方針とのことなので、5年先を見据えた目標に向かうため、具体的な行動指針を示して進むべき方向性を明確にし、各年度での進捗を確認しやすくすることで共通認識を深めていくことが望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度事業計画は中・長期計画に基づいて策定している。4月には避難訓練を実施し、屋上からの移動も行った。単年度事業計画として地域交流の中に近隣公園の清掃の実施、人材育成として外部講師を招き研修を行っている。業務改善として、昼礼の内容は記録掲示に加えて園日誌に追記する方法に変更し、毎週金曜日は保護者同意の上、連絡帳を簡素化し業務の振り返りを行う日としている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画の年間計画や避難訓練には職員が参画し、前年度の反省も取り入れている。事業計画は2月頃から園長、主幹保育教諭、主任保育士の3名が見直しを始め、各クラスの確認を経て修正・策定し、3月に新クラスリーダーが各クラス周知し新年度に向けて準備している。年度初めの園内研修には全職員の参加を求めており、次年度からは事業計画を全職員に配布し、参加できない職員のために質問受付を設けるよう検討している。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	事業計画や行事計画、重要事項説明書は、入園時や年1回の保護者懇談会で園長がパワーポイントを使用して説明することで保護者の理解を促している。普段、保護者が見やすいように玄関横にも掲示している。ICT業務支援システムでも配信しているが、情報が十分に伝わっていないこともあり、今後は年2回の周知から2か月に1回程度の周知を行うことで更に周知できる工夫を検討している。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けた取り組みとして、指導計画の振り返りと見直しについては園長と主幹保育教諭、主任保育士でクラスを分担し対応している。年間指導計画、月案、週案の評価を月末・週末・当日に行い、毎週金曜日にはクラス別で振り返り、日誌の記録を1名(園長・主幹保育教諭・主任保育士)で確認している。年度末には保護者アンケートを実施し周知している。アンケートの意見から、小学校との連携活動の写真を掲示するなど、質の向上につながる取り組みが行われている。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	保護者アンケートで挨拶に関する意見があり、事務所で作業する職員が見えにくい場所にいるためとし、その日のうちに改善するよう努めている。前回の第三者評価結果からの改善点として、園長不在時の対応を運営規程に加えたり、地域のお祭りや公園の清掃活動など地域参加を推進している。さらに、保護者の要望や在園児に求められることを事業計画に反映させている。	

評価項目		評価結果
Ⅱ 組織の運営管理		
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長の役割責任は、就業規則や職務分掌、運営規程に明文化している。研修報告書では最終責任者として署名を行っている。園長不在時には主幹保育教諭が全業務の代理責任者となることを、運営規程および重要事項説明書に明記し、体制を明確にしている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	遵守すべき法令等を正しく理解するため、不適切保育や児童虐待防止、保育指針、消防法に関する法令研修に参加し、職員への周知を図っている。法人として定期的に労働法の勉強会を開催し、法令に基づいた業務運営に努めている。遵守すべき法令一覧も職員が確認しやすい場所に掲示し、法令遵守の意識を職員全体で高めている。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	教育・保育の質の向上の取り組みとして、毎月クラスミーティングで保育の見直しと改善を行い、年2回の調書作成と面談を実施している。園内外の研修参加や、公開保育として職員同士が見学・フィードバックを行い質の向上を図っている。3・4・5歳児を対象に月1回「わくわくタイム」と題し、保育の質の向上を目的として、キャリアアップ研修で学んだことを職員が講師となり、職員間や子どもと共有している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	月1回の園長会で財務や経理資料が提供され、公認会計士から月1回訪問指導を受けている。職員の調書には「働き方」を確認する項目があり、調書のコメントからも職員の働き方にも配慮していることが伺える。理事長が主にこれらの分析・評価を行っているので、今後は園長自身でも分析・評価に取り組み指導力を発揮されることが望まれる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	ホームページやハローワークに加え人材紹介会社も活用し人材確保に取り組んでいる。OJTや自己分析シートを用いてキャリアアップを図り、新人研修も実施。法人全体で採用活動の「わかめ福祉会採用活動分担表」を作成し、各園が合同就職説明会や学校説明会に参加している。各校卒業生には母校へのアプローチを依頼し、就職説明会 & 見学ツアーも行っている。採用ページの写真は毎月更新しており、問い合わせもある。	
15	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	「第2かぐらこども園の望ましい保育士像」として10項目の理想像が示され、自己分析シートで現状を明文化し「1年後の理想」を描いてもらっている。年度途中には「振り返り調書」を記入し、「1年後・3年後の目標」を設定している。職員の個人目標は抜粋して一覧化し、事務所に掲示し、9月と3月には達成度(%)を自己評価し、全員が目標を意識しやすいよう工夫されている。「人事考課シート」を作成し、勤務年数や役職ごとに項目を設定し、職員の職務遂行能力や勤怠、業務貢献度等も含めた様々な視点から園長が評価を行っている。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	働きやすい職場づくりの取り組みとして、習い事のある職員にはシフトの配慮を行ったり、今年度から個別面談を2回から3回に増やすなど、働きやすい環境整備を進めている。年次有給休暇の取得状況も把握し、適切に取得できるよう管理し、ワークライフバランスに配慮している。組織の魅力を高める取り組みとして、実習終了時にはお別れ会を開き、その後も葉書で発表会などへの参加を促すことで、実習生に園の教育・保育への理解を深めてもらうようにしている。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてOJTを実施している。実施する際にはOJTの目的を資料で説明し、必要な指導(例えば、お便りや児童票の書き方など)を個別に計画実施し記録している。個々の目標設定は園の方針に基づきつつ、取り組みやすいよう、職員が設定しやすいプライベート目標も含めて記入を可能とし心理的安全性を確保している。後半には園の目標方針も含めて設定するよう促している。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園内外研修計画を策定実施し、園内研修記録に基づき職員が希望する研修内容を企画するようにしている(例えば電話対応や発声練習など)。課題別では、主任保育士はマネジメント研修、職員には実技に役立つ絵本の読み聞かせ研修を受講している。園内研修では講師を招き、救急や虐待防止に関する研修も行っている。計画を見直しする際は、職員に必要なスキルや子ども・保護者支援に役立つ内容を勘案し、適切な研修を実施している。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	職種別・階層別研修とOJTを実施し、職員の資格やスキル、キャリアアップ研修の状況を一覧で把握することで、一人ひとりに適切な研修機会を提供している。研修情報を事務所に掲示し、全職員が参加しやすい環境を整えている。職員研修は月1回行い、厨房スタッフは年2～3回、事務職は労務研修を最低2回実施している。園内研修は毎月実施し、外部研修も年5回以上受講できている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	実習マニュアルは主任保育士が作成、実習を終えたのちに振り返りを行い、内容の見直しがされている。新たなマニュアル等については職員へ説明会等も行い周知されていた。保育教諭・保育士に対する実習プログラムが用意されている。養成校とのやり取りは電話等で対応しているとのことだが、記録を残すと今後さらに引継ぎ等しやすくなると思われる。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	ホームページで法人、園の理念、基本方針、目標、教育・保育の内容、決算情報などが公開されている。また、園の自己評価、第三者評価の受審状況や苦情対応等もホームページで公開されている。近隣の図書館、自治会等にパンフレットなどを置くことで、園の情報を地域に向けて発信している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	園におけるルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、園長から直接職員に対して事業計画や予算、決算の説明会が開催されている。園における事務、経理、取引等について内部監査が実施されている。また事業、財務について外部の専門家(公認会計士と税理士)による外部監査が実施され、結果や指摘事項に対して経営改善が行われている。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	地域との関わり方について法人の定款や第2かぐらこども園運営規程に明示されている。地域の活用できる社会資源の情報を収集し、玄関先等で提供している。地域のイベントへ積極的に参加している。また、いつもの散歩道でのごみ拾い活動や近隣へのあいさつなどを通して、地域との繋がりを大切にしている姿勢がうかがえる。なお、社会資源の掲示場所については、訪問者の目に入りやすい場所の検討に期待したい。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	ボランティアの受け入れに関するマニュアルが整備されている。新型コロナウイルス感染症流行の関係で、ボランティアの受け入れは近年無いとのことだが、卒園生が子どもの遊び相手のお手伝いに来るなどの受け入れをしている。職場体験、インターンシップなどの受け入れも学校側と連携をとっており、その記録もとられている。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	関係機関、団体へ積極的に働きかけ連絡会を行っている。専門職等からのアドバイス等については、職員へ周知して情報共有している。家庭での不適切な養育等が疑われる子どもへの対応については、市の相談窓口と情報を共有し、児童相談所からの問い合わせがあった場合は、園長が対応するなど連携が図られている。個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源一覧表を提示している。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	地域の福祉ニーズや生活課題等への把握を通し、子育て応援DAYや園庭開放などの各種イベントの開催に取り組んでいる。また、地域の犯罪の早期解決や防犯に協力するなど、関係機関と連携している。なお今後は、各関係者(自治会・民生委員・児童委員など)との定期的な会議等を通して、地域の福祉ニーズを把握できる環境を構築することが望まれる。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	地域イベントへの参加や近隣地域のごみ拾い、また近隣住民へのあいさつ等を通して、地域との関りを積極的に行っている。たとえば、2024年4月3日の津波警報が出された時には、地域住民へ避難するよう声かけを行うなど、園としてできることを考えて対応している。また、把握した福祉ニーズに基づいて子育て応援DAYを開催している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育の実施については入園のしおり、運営規程、望ましい理想の保育士像等に明示されている。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」をクラスごとに年1回実施。管理層によるアドバイスを受け、実践へ繋げるための取り組みをしている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、園で勉強会や研修を実施している。子どもが互いを尊重する心を育てるための取り組みがされている。子どもの個別の状況について、保護者への理解を促す対応をしている。子どもの目線に合わせた「人権ポスター」を貼ることで、子どもに加え保護者にも人権について考えるきっかけとなる取り組みをしている。</p>	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	<p>子どものプライバシー保護についての取り組みが、園のしおり等に明記されている。プライバシー保護についてのマニュアルが整備され職員にも周知されている。たとえば、着替え時も男児と女児とで空間を分けるなどして、プライバシーの保護の視点を重視している。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	<p>こども園のパンフレットは近隣の図書館、児童館、自治会等の様々な近隣施設に依頼し設置してもらっている。同法人の近隣園に子育て支援室が開設されたため、そこにも設置を依頼している。園のホームページや子育て支援室のチラシを含め、随時見直しを行い、わかりやすい表現の工夫に努めている。入園希望者には見学を実施、具体的に説明を加えながら記録をとっている。</p>	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	入園前と進級前には個別面談を実施、重要事項説明書についてはクラス懇談会の開催日に園長から説明している。入園のしおりは入園前と進級時に説明している。利用形態の変更等がある場合には、必要な手続きや変更後の園生活等について資料を用いて説明し、重要事項説明書の同意書をとっている。配慮が必要な場合には個別に声かけし説明の場を設けるなど、管理層も協力して対応している。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	子どもが転園する際の対応手順書があり、指導要録の準備等について転園先へ確認し、簡易書留で送付している。卒園時や退園後の窓口担当者と連絡先を明記した書類を作成し、保護者へ配布している。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	3歳ごろからは帰りの会で1日の感想などを振り返ってもらうことにより、保育教諭が子どもの満足を把握するようにしている。3歳未満児は毎日の連絡帳(ICT業務支援システムのアプリ等)で保護者に確認する取り組みを行っている。運動会や保育参観、お遊戯会の後などに保護者アンケートを実施している。表明された意見については職員会議で検討し、対応策を園内掲示や園だより、アプリで配信している。保護者懇談会は年1回実施し、職員が同席している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	苦情解決体制は法人で整備され、内容は玄関に掲示されている。また苦情解決体制は重要事項説明書に記載され、保護者に配布されている。これまでにはアンケート等により駐車場に関する懸念や不安等が多く寄せられ、職員間の連携不足等についても挙がっている。対応策は会議にて検討し記録、結果については保護者の同意を得て園だよりやホームページに掲載している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	入園のしおりやクラスだよりには「何でもお気軽にお声かけください」といった文言を掲載している。個別の相談を希望する保護者には2階の一時保育室や1階の相談室を使い、静かな環境で話ができるように配慮している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	保護者とクラス担任で年2回個人面談を実施している。面談前に保護者アンケートを実施、意向を把握してから臨んでいる。保護者からの相談を受けた際、職員が返答した内容は記録を行い管理層が確認。園内研修にて事例として取り上げ、良かった点や反省点等の振り返りを行っている。電話対応についても一人で行わないように注意し、しっかりと対応できるような指導に努めている。意見を受け付けた際の対応マニュアルは見直し中で、次の実践に向け検討されている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	<p>事故発生時の対応マニュアルは危機管理編に含まれ、リスクマネジメント委員会の責任者は園長と示されている。重篤ではないケガ等は1か月ごとに発生傾向と注意策を検討、分析結果を一覧表として各クラスに掲示している。散歩前には下見を実施し、職員の立ち位置などを表で示し配布している。安全確認チェック表は毎日管理層が実施する内容と、各クラスの実施内容が分担されている。法人以外で起きた事故の報道や、安全確認で異常があった点については屋のミーティングで周知されている。事故は「病院受診を要するもの」として定義、臨時で職員会議を開催し、発生状況を確認している。各クラスにモニターが設置されており、その記録も参考に対応策を検討している。事故発生時の対応研修があれば職員を派遣している。</p>	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	<p>看護師が勤務しており、子どもの感染症が判明した場合は玄関のホワイトボードに掲示、保護者連絡アプリでも周知している。胃腸炎や手足口病等の罹患者が出たりするが、園内での感染拡大には至らないよう対策がとられている。感染症に関する研修を看護師が講師となり園内で実施、対応方法について周知している。感染症対策マニュアルは危機管理編に含まれ、現在見直し中である。今後は感染症対策の責任者をフローチャートに新しく追記するなど、見直し後の周知に期待したい。</p>	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	<p>災害時の対応フローチャートや安全計画等が作成されており、随時見直しを行っている。防災セット(避難時の必要物品の入ったバッグ)を各クラスの入口に設置している。備蓄食品は管理者を決めてリストを作成、ローリングストックで消費期限前に子どもと食べてみる機会を作っている。今年4月の津波警報の際には、専門知識のある保護者の指示をあおぎ、登園中の保護者と子どもも一緒に近くの避難場所まで行く体験ができた。避難訓練は、消防署や近隣の同法人のこども園と協力して実施することもある。今後は5歳児の行事の際、引き渡し訓練を検討中である。職員には子どもと保護者の安否確認方法について周知が行われている。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	こども園のマニュアルには保育心得編、文章編、健康管理編、事務・環境編や保育業務編など多岐にわたる内容が整備されている。「ミルクの飲ませ方」等に子どもを尊重しつつ行う方法の記載が確認できる。プライバシー保護規程には具体的な保育場面での注意点が記載されている。マニュアル内容の実施については管理層が各クラスでの教育・保育場面へ出向き確認している。年1回は全クラスで公開保育を実施、互いの実践について話し合う場を設けている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	園のマニュアルの見直しは年度末の他、必要時に見直しを行うこととし、臨時で会議を開催している。見直しの際には職員の意見等をふまえて検討している。新型コロナウイルス感染症の流行時には、食事の準備方法を統一することが指導計画の内容に反映されたことがあった。また3～5歳の散歩マニュアルの一部を安全計画に追記することもあった。作成・変更されたマニュアルについては、作成日および更新日の記載に期待したい。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	指導計画は各クラスごとに作成、主幹保育教諭と主任保育士が確認、園長決裁を受けている。子どもの主治医とは連携を行ったり、市の保健師から情報を受けることもある。保護者との面談記録が児童票に保管され、保護者とは子どもの成長に関するやり取りを通し、園での実施目標の共有を心がけている。配慮を要する子どもへの支援については外部の通所事業所や管理層の協力を得て検討され、個別計画として共有・実施が図られている。子どもの発達記録を毎月とっており、アセスメントを通し幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に向け子どもの健やかな成長を支援していく取り組みがなされている。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	各クラスには、指導計画とその作成のフローチャートが掲示されている。フローチャートには計画内容を見直した際の手順についても示されている。計画内容に対する振り返りや評価をクラス担当が記録し、クラスミーティング(月案会議)で園長や主幹保育教諭、主任保育士が確認、次の計画作成に活かすようにしている。年間指導計画は4期ごとの見直し、4・5月は年度初めの慣れない時期で2か月とし、9～12月は4か月と設定する等、時期を工夫している。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	子どもの発達記録や生活状況、個別計画に関する記録等が行われている。次年度・次回の計画作成に活かすために、追記を赤字で行うなど工夫している。園内研修で記録についての勉強会を実施。実際の記録から振り返りを行い、良い点や改善できる点について話し合い、スキルアップができるよう配慮されている。記録はICT業務支援システム内にまとめられ、管理層が日々確認、月案会議(クラスミーティング)や職員会議で活用されている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	個人情報保護規程が整備され、文書保存期間一覧表は運営規程に整備されている。プライバシー・個人情報保護マニュアルにおいて、責任者は園長と明記されている。個人情報の漏洩が起きた場合については就業規則などに対応策が定められている。重要事項説明書には園の個人情報保護方針が掲載されており、年度初めに保護者に説明を行っている。職員からは個人情報の取扱い方法と守秘義務に関する誓約書を取っている。	

		評価項目	評価機関	第2から		
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育					
	A-1-(1) 子どもの権利擁護					
	46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	a	
		判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		
			b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。		
	c		子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。			
	評価機関	虐待・不適切保育を防ぐためのマニュアルがあり、各クラスには児童憲章や子どもの権利について記した掲示物が確認できる。園内研修で権利擁護をテーマに何度か取り上げて実施している。全国保育士会の人権擁護チェックリストは年2回業務の自己評価を行う際に提出してもらい、管理層が確認している。園児に対する姿勢や言動についてクラスミーティング等で振り返り、注意や認識の改めを行っている。特に3歳未満児には、可能な限り園児と二人きりにはならないようにしている。園児の意見から保護者と見解の相違が生じる場合には、園での取り組みを確認し説明が行えるようにしている。				
	A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成					
	47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	a	a	
		判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。		
b			教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。			
c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。					
評価機関	全体的な計画は、昨年度市からの意見もあり各項目名や記載内容について、大幅に見直しを行った。年度末に管理層が評価を行い、次に向けてクラスリーダーから意見を聴取、主幹保育教諭と主任保育士で確認、最終的に園長が決定している。法人の理念や園の方針・目標、養護と教育・保育の各領域に対しねらい・内容、配慮事項が記載されている。各認定児ごとの教育・保育時間の表記がある。					
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開						
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a		
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。			
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。			
c		生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。				
評価機関	こども園では、教育・保育室に温度・湿度計を備え記録し快適な環境を提供している。手洗い場やトイレは明るく清潔で、園児が安全に利用しやすいように整備されている。年齢の発達過程に応じて園児のロッカーには写真やカラーテープを使用し、整理整頓しやすいように工夫がなされている。教育・保育室では園児が主体的に遊べるように、廃材やシール、ひも等が棚に置かれ、自由に取り出して製作が出来る環境となっている。またCDや音楽プレイヤーが準備されており、ダンスを楽しめる環境が整備されている。食事時間や睡眠時間には音楽をかけるなど、落ち着ける生活環境に配慮している。2階には教育・保育室から少し離れた一角に小さな絵本コーナーがあり、心地良い空間として保護者より好評を得ている。					

		評価項目	評価機関	第2か ぐら
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
評価機関	園では保護者との面談で家庭の情報を収集したり、困りごとの相談に対応した内容などについて、記録として残している。初めての集団生活に園児がなじみやすいよう興味をひく玩具等を準備して対応している。また「子どもへの接し方」について園児の気持ちを受け止め、園児に寄り添った援助を行う等、場面に合わせた保育教諭の言葉遣いや態度に意識した分かりやすいマニュアルが準備されている。職員研修ではマニュアルを確認し、内容の見直しについても意識して園内研修を行っている。			
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
評価機関	基本的な生活習慣が身につくように、個々の発達に合った声かけや必要に応じての援助を行い、壁に着脱の仕方などの絵を貼るなど園児が理解しやすいように工夫している。4歳・5歳児の教育・保育活動では、園児が主体的に活動しやすいように部屋を入れ替えるなどの環境整備を行っている。ロッカーの整理整頓は発達に応じて写真・文字やテープを使用し、園児が決められた場所に置けるように工夫している。飲み物をこぼしたりした時なども、無理強いせずに園児が自分でやろうとする気持ちを尊重し、雑巾が取り出しやすいように環境整備されている。			
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	b
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
評価機関	乳幼児が安心して保育教諭と過ごせるように、登園の際に一人ひとりに応じた関わりを大切に、保護者からの申し送りを視診簿に記入、担当する職員が共通理解できるように取り組んでいる。朝の目覚めの様子や、授乳の確認などにも配慮し、なかなか集団生活になじめない乳児には手作りでその子にあった玩具を用意する等の環境整備を行っている。年齢ごとの発達に応じて、玩具の見直しや探索活動ができる遊びなどについては定期的に検討を行っている。保護者には連絡帳に写真や日々の動画を掲載し、園児の成長を共有している。			

評価項目		評価機関	第2か ぐら	
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価機関	乳児期においては、登園から降園するまで過ごす生活環境を発達過程に合った環境構成ができるよう配慮している。また保育教諭と愛着関係を形成し、登園の際には保護者から朝の目覚めの様子、授乳時の確認などを行い、視診簿に記入を行っている。保護者との連携を密にとり、乳児一人ひとりに応じた関わりを大切に、園が安心して過ごせる場・存在となるようにしている。教育・保育室には乳児が健やかに成長できるよう、興味関心や発達段階に応じた玩具を提供している。			
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価機関	3歳未満児の保育では、自ら取り組もうとする気持ちを尊重し、頑張った姿を認め自発的な活動につながるよう配慮している。個別面談では保護者から自我の育ちに関する相談を受けることがあり、育ちを受け止めゆとりを持った接し方について、保育教諭の関わり合いを説明する等により信頼関係を築いている。「わくわくタイム」を利用して、年長児や年中児とペアになり触れ合い遊びの活動を取り入れ楽しんでいる。園庭遊びやお散歩では、季節の移り変わりを感じつつ保育教諭と一緒に探索活動等を行っている。			
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価機関	ほとんどの園児が進級するが、新しく入園してくる園児が環境になじめるように、保護者から情報を収集し、遊びに関心を持てるような工夫を行っている。保育教諭と一緒に遊ぶ楽しさを体験できる乗り物ごっこ等の協同的な遊びを見守り、援助する取り組みを行っている。4歳児ではお友達と意見の相違が生じてぶつかったりする中で、自己主張ができたことを保育教諭は喜び、仲裁やお互いの気持ちを尊重する助言を行う等、一緒に協力し合う楽しさが感じられるような関わりに取り組んでいる。5歳児は地域のお祭りには出演するなど地域交流に取り組み、ダンスの振り付けをクラスの仲間と協力しながら仕上げ楽しんでいる。			

		評価項目	評価機関	第2か ぐら
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
評価機関	障害のある園児に対しては、専門医を招き障害についての特徴や集団生活における過ごし方など、安心して園生活を送れるよう教育・保育に関する園内研修に取り組んでいる。障害をもつ園児の特性に合わせた方法を絵カード(手話)で提示し、保育教諭が実際に手話を使ってコミュニケーションを取るのを園児が真似て関わりを持つ等、共に成長できるように取り組んでいる。他の保護者には障害のある園児の教育・保育について入園説明会等で伝え、支援児の保護者から了解を得ている。			
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
評価機関	こども園では延長保育を利用する保護者との連携が十分取れるように、クラス担任は申し送り・連絡事項をホワイトボードに記入し担当者で連携を図り、お迎えの際に伝えるようにしている。延長保育では異年齢児保育での活動で遊具のブロックやパズル等を準備し、絵本の読み聞かせを行う等、園児がゆったりと過ごせるよう環境に配慮されている。無断欠席した園児にはその日で保護者に連絡を入れて体調の確認を行い、長期で休む場合には園生活の動画を配信するなど、保護者との連携を維持するよう工夫を行っている。			
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
評価機関	こども園は近隣の小学校との「保・こ・小連携協議会」に参加し、指導計画には就学に向けての教育・保育活動が記載されている。保護者に小学校の生活が見通せるよう入学までの姿を個別面談での相談や申し送りを行っている。近隣の学校の一年生との交流会に参加し、夏遊びのプール活動を楽しむなど「架け橋プログラム」へと繋がる取り組みを行っている。園長の責任のもと、担当する保育教諭は「認定こども園指導要録」を作成し引き継ぎを行っている。また保護者には近隣の学童保育について情報提供等を行い、就学以降の見通しが立てやすくなるよう支援している。			

評価項目		評価機関	第2か ぐら
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	a a
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	評価機関	健康管理に関するマニュアルが整備され、入園前の面談や家庭調査票の情報から、園児の健康状態や予防接種の情報収集を行い記録を整備している。日々の健康状態で、体調に変化が見られた際は、ミーティングで職員に周知している。保護者には入園のしおりや懇談会資料で、こども園の健康管理に関する説明を行っている。保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報を園内の教育・保育室に掲示するとともに、職員への注意喚起に繋げている。	
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a b
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	評価機関	健康診断や歯科検診の結果は保護者に伝え、情報を共有している。治療や経過観察が必要な園児には医療機関への受診を促している。3歳児クラスでは食後の歯磨き指導を安全面に配慮し丁寧に行い、歯磨きの大切さを知らせている。廊下の壁には園児が触りたくないような壁掛けを作成し、健康に興味関心が持てるように工夫している。	
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	評価機関	こども園では、食物アレルギーをもつ園児の保護者から「保育所における疾患生活管理指導票」を提出してもらい、面談で確認している。アレルギー食の園児には、園の対応について施設見学時より説明を行い、理解を得るようにしている。教育・保育室には食物アレルギーをもつ園児の写真入りの情報を一覧に掲示し、職員間の共通理解を図っている。食物アレルギーのある園児に食事を提供する際は他の園児と食器を分け、安全を優先しテーブルは別にし、誤食が無いように担任同士で口頭でダブルチェックを行っている。他の保護者に対しても、食物アレルギーへの対応方法について情報公開し理解を得るようにしている。慢性疾患のある園児には入園前の個別面談で情報を収集し、登園時には保護者からその日の体調を聞き取って視診簿に記入し把握に努めている。	

評価項目		評価機関	第2か ぐら
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	評価機関	食育計画が作成され、毎月の指導計画に反映されている。食前の言葉を毎食時に感謝の気持ちを込めて唱和し食事中は音楽をかけたりして雰囲気づくりに工夫をしている。園児の発達に応じて食器の形状や大きさを変えて準備している。個人差や体調に応じて量の調節を行ったり、調理の形状を変えるなど対応している。保育教諭は個人面談時等で苦手な食材について情報収集し、無理強いせず園児に栄養について説明している。食に対する関心が深まるように野菜を育てたり、収穫してクッキングの材料にしたり取り組んでいる。今年の園児は、成長しすぎたオクラを食材にできなかったことを振り返りスタンプ遊びへと楽しみ方を工夫するなど食するだけでなく別な楽しみ方に繋げている。	
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a a
	判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	評価機関	こども園では、園児の食べる量や好みを入園前の個別面談等で情報を収集し、苦手な食材は無理強いせず量を整える等、完食した満足感を持てるように援助している。乳児の離乳食においては、食材を保護者と連携し給食メニューの食材に対しても連携を取っている。調理員は園児の食事の様子を見て回りながらコミュニケーションを取り、園児の嗜好を把握するようにしている。4歳、5歳児クラスでは定期的に「空弁DAY」を計画し自分が持ってきた弁当箱に給食を詰めて楽しむ工夫を取り入れ、園児から好評を得ている。行事料理の七夕メニュー、祝い御前やゴーヤーをスライスし甘み仕立てにする等、園児が食べやすい様に工夫している。給食会議は、近隣施設の法人関係者で行い献立の工夫に繋げている。給食関係マニュアルが整備され、適切に衛生管理が行われている。	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a a
	判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
		b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	評価機関	園児の生活を充実させるために、個人面談や日々の送迎時に保護者とコミュニケーションを取り連携を図っている。園の教育・保育内容については、入園前の個別面談及び保護者総会等で説明を行っている。行事等の案内は保護者に配布し、1か月前に園だよりで内容等について掲載している。子育て応援DAYを利用して月1回は合同お誕生会とし、誕生児の保護者が参加する誕生会を開催。保護者もクラスに入り、絵本の読み聞かせをしたり、一緒に給食を食べるなどの体験ができることに好評を得ている。子育て支援を利用した保護者にはアンケートを実施し、相談等の内容は記録している。面談資料において先輩の保育教諭から助言を受けて面談に対応する仕組みが取られており、保育教諭の安心感に繋がっている。	

評価項目		評価機関	第2か ぐら	
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援				
64	A ⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	b
	判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
評価機関	こども園では園庭開放や子育て応援DAY等のパンフレット・ポスターを公民館や児童館に配布し、地域に情報を発信している。ホームページで子育て応援DAYの予約を募集したり、当日予約でも引き受けるなどにより徐々に予約が増えている。参加した保護者からアンケートを取り、次の子育て支援計画作成に向け参考にしている。今後は園で取り組んだ祭りを、地域の子どもが参加できるイベントへ発展させていくことを計画している。			
65	A ⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
評価機関	こども園では送迎時に園児の健康管理だけではなく、保護者の様子も観察し気になる様子等があれば視診簿に記入し職員間で共有している。マニュアルに整備された視診チェック表を活用して、不適切な養育の早期発見に取り組んでいる。マニュアルは常に改善を目的に職員研修において周知と意識向上に取り組んでいる。欠席した園児にはその日で連絡を入れ、体調の確認を行い、園の活動の動画を配信するなど保護者との関係づくりに配慮している。保護者が何らかの不安や困りごとを抱えていると感じた際には迅速に対応し、児童相談所や関係機関との調整は園長が行っている。			
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等				
66	A ㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	b
	判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
評価機関	こども園では、不適切保育の予防として、保育教諭が「人権擁護のためのチェックリスト」の自己評価に取り組み「子どもを尊重する保育」について年2回振り返りを行っている。職員研修ではマニュアルの確認や共通理解を行い、見直した内容について日頃の職員の意識改革に取り組んでいる。園長は、園児に「大切な存在について」と題して「わくわくタイム」で伝えている。今期より保育教諭が互いに他のクラスの保育を参観する公開保育研修を取り入れ、質の向上に取り組んでいる。			